

千葉県バドミントン協会

規約・規程

規 約

第1章	総 則
第2章	目的及び事業
第3章	機 関
第4章	役員・理事等の任務及び選出並びに解任
第5章	加盟及び組織
第6章	資格及び登録並びに除名
第7章	会 議
第8章	議長及び決議
第9章	経費及び会計並びに会計年度・事業年度
第10章	委任事項
第11章	規約の改定

規 程

個人登録料及び各組織登録料に関する規程
専門委員会規程
表彰規程 表彰細則
慶弔規程

付 則

情報公開並びに個人情報保護について 倫理に関するガイドライン

千葉県バドミントン協会 規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この会は、千葉県バドミントン協会と称する（以下本会という）。

第2条 (事務局)

本会は、事務局を会長指定の場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目 的)

本会は、千葉県におけるバドミントンを取りまとめる団体として、バドミントン競技の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 バドミントンに関する広報、啓発、研究に関すること。
- 2 各種競技会及び講習会等の行事の開催、並びに共催又は後援に関すること。
- 3 公認審判員の養成及び資格検定会の開催に関すること。
- 4 指導者の養成に関すること。
- 5 競技力の向上に関すること。
- 6 関係会議及び各種競技会への役員の派遣に関すること。
- 7 各種競技会への選手の選考及び派遣に関すること。
- 8 本会の加盟団体の組織強化及び相互の連絡調整に関すること。
- 9 功労者及び優秀選手等の表彰及び推薦に関すること。
- 10 その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第3章 機 関

第5条 (機 関)

本会に、次の機関を置く。

- 1 総 会
- 2 理事会
- 3 専門委員会

第4章 役員・理事等の任務及び選出並びに解任

第6条（役員）

本会に、次の役員を置く。但し、役員は本会の登録者とする。

- | | |
|--------|-----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 若干名 |
| 3 理事長 | 1名 |
| 4 副理事長 | 若干名 |
| 5 事務局長 | 1名 |
| 6 監事 | 2名 |

第7条（理事）

本会に、次の理事を置く。

但し、理事の総数は20名を超えないものとし、本会の登録者とする。

- 1 各組織（第17条による）理事 各1名。
但し、登録者数が1,000名を超えるときは2名とする。
- 2 会長推薦理事は若干名とし、会長が推薦する。

第8条（代議員）

本会に代議員を置く。

第9条（名誉会長、顧問及び参与）

- 1 本会は必要に応じ、理事会及び総会での決定を経て、名誉会長1名、名誉顧問、及び参与（各若干名）を置くことができる。
- 2 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与は、会長の相談に応じる。

第10条（役員・理事の任務）

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその任務を代行する。
- 3 理事長は、総会及び理事会の決議に基づき業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時はその業務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し総会及び理事会の委任事項及び職務を執行する。
- 6 事務局長は、本会の事務を処理する。
- 7 監事は、本会の業務及び財務の状況を監査し、毎年度末の理事会及び総会に監査状況を報告する。

第11条（代議員の任務）

代議員は、総会に出席し、総会に提案された議案を審議し決定する。

第12条（役員を選出）

- 1 会長及び副会長は、理事会に於いて推薦し、総会で決定する。
- 2 理事長は、理事会に於いて理事の中から推薦選考し、総会で決定する。
- 3 副理事長は、理事の中から理事長が推薦し、理事会で決定する。
- 4 事務局長は、理事会の推薦をもとに、総会で決定する。
- 5 監事は、理事会の推薦をもとに、総会で決定する。

第13条（代議員の選出）

代議員は、加盟する組織（第17条による2～9）からの推薦者 各2名と、同組織（第17条による1）からの推薦者 各1名とする。

第14条（任期）

- 1 役員及び理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度（事業年度）の最終のものに関する総会終結の時までとし、再任を妨げない。但し任期中に交代し、新たに選任された役員及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 任期満了する前に退任した役員及び理事も、新たに選任された者が就任するまで、その権利義務を有する。

第15条（解任）

役員又は理事が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決定により最も重い処置として解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 2 心身の疾患のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第5章 加盟及び組織

第16条（加盟）

本会は、公益財団法人日本バドミントン協会及び関東バドミントン連盟に加盟する。

第17条（組織）

本会は、本会の主旨に賛同する下記の団体をもって組織する。

- 1 郡市バドミントン協会
- 2 千葉県学生バドミントン連盟
- 3 千葉県高等学校体育連盟バドミントン専門部
- 4 千葉県小中学校体育連盟バドミントン専門部
- 5 千葉県小学生バドミントン連盟
- 6 千葉県レディースバドミントン連盟
- 7 千葉県社会人クラブバドミントン連盟
- 8 千葉県実業団バドミントン連盟
- 9 千葉県教職員バドミントン連盟

第6章 資格及び登録並びに除名

第18条（資格）

本会に登録を希望する者の資格は、以下の通りとする。

- 1 千葉県に在住又は在勤・在学の者
- 2 「国民体育大会ふるさと選手制度」の活用者

第19条（登録及び加盟並びに除名）

- 1 本会に登録を希望する者は、下記の区分により登録すること。
 - (1) 連盟登録者 : 各組織に加入を希望する者
 - (2) その他登録者 : (1)以外で登録を希望する者

- 2 登録者（会員）は毎年度ごとに所定の手続きにより登録すること。個人会員登録料は別に定める。
- 3 第5章 第17条の各組織は、毎年度ごとに所定の登録用紙に必要事項を記入のうえ、加盟登録料を添えて登録すること。加盟登録料は別に定める。
- 4 新たに本会に加盟しようとする団体は、必要な書類の提出により理事会及び総会の決定をもって、加盟することができる。

第20条（除名）

本会からの除名（第17条による組織から）は、理事会及び総会の決定による。

- 1 加盟団体としての義務に違反した場合。
- 2 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があった場合。
- 3 「倫理に関するガイドライン」に反する行為があった場合。

第7章 会 議

第21条（総会）

- 1 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長、代議員及び監事で構成し、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 決算（監査報告を含む）及び予算
 - (2) 事業報告及び計画
 - (3) 協会規約の改定
 - (4) 役員等の選出
 - (5) その他重要事項

第22条（理事会）

- 1 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。
- 2 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長及び監事をもって構成し、第4条 第21条及び 第30条の必要事項を審議し執行する。

第23条（専門委員会）

- 1 専門委員会は、理事及び専門委員会委員（理事以外の会員）で構成する。
- 2 専門委員会は、専門事項について協議し重要事項は理事会に諮り承認を得る。
- 3 専門委員会は、理事会から委任を受けた事項等について処理する。
- 4 専門委員会の規程は別に定める。

第24条（会議の開催） 会議は、次のとおり招集する。

- 1 定期総会は、会長が毎会計年度（事業年度）終了後、速やかに招集する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または役員を除いた理事の過半数により開催請求があったときは、臨時にこれを招集するものとする。
- 3 通常理事会は、理事長がこれを招集する。
- 4 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、または役員を除いた理事の過半数により開催請求があったときは、臨時にこれを招集するものとする。
- 5 専門委員会は、各専門委員会委員長が必要に応じ、これを招集する。

第8章 議長及び決議

第25条 (議長)

- 1 総会の議長は会長が行い、会長不在の時は役員・理事がこれに当る。
- 2 理事会の議長は理事長が行い、理事長不在の時は役員・理事がこれに当る。
- 3 専門委員会の議長は、各専門委員会委員長が行う。

第26条 (決議)

- 1 本会の各機関は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決定する。但し、出席者数には委任状提出者も含まれる。
- 2 議長及び監事は決議には参加はできない。
- 3 可否同数の場合は議長が決定する。

第9章 経費及び会計並びに会計年度・事業年度

第27条 (経費)

本会の経費は、登録料、大会参加費、補助金、寄付金、及びその他の収入をもってこれに充てる。

第28条 (会計処理)

本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い処理する。

第29条 (会計年度・事業年度)

本会の会計年度・事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 委任事項

第30条 (委任)

この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決定を経て、会長が決定する。

第11章 規約の改定

第31条 (規約の改定)

本会の規約は、理事会及び総会の決定をもって改定することができる。

付 則 この規約は、昭和28年4月1日より施行する。

- 改 定 平成 元年7月22日より施行する。
 平成14年4月27日より施行する。
 平成17年4月16日より施行する。
 平成21年4月 4日より施行する。
 平成25年4月13日より施行する。
 平成29年4月 9日より施行する。
 平成31年4月 6日より施行する。
 令和 2年5月15日より施行する。
 令和 5年4月15日より施行する。
 令和 6年4月13日より施行する。

個人登録料及び各組織登録料に関する規程

千葉県バドミントン協会規約（以下「規約」という）の規程を定める。

第19条 第2項（個人）及び、第3項（各組織）に規定する登録料を次に定める。

第1条

規約 第19条 第2項の 個人会員登録料の年額は次のとおりとする。

1	一般	1,000円
2	高校生	500円
3	中学生	200円
4	小学生	200円

第2条

規約 第19条 第3項の 各組織の加盟登録料の年額は次のとおりとする。

10,000円

第3条

登録料の改定等、この規程に定める登録料の改定は、理事会の議決を経て行うものとし、改定後、直近の総会に報告する。

附 則 この規程は、令和6年度より施行する。

専門委員会規程

第1条（目的）

この規程は、本会規約第23条に基づき、専門委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（組織）

専門委員会は、次の通りとする。

- 1 総務委員会
- 2 競技委員会
- 3 審判委員会
- 4 競技力向上委員会
- 5 スポーツ医事科学研究委員会
- 6 広報委員会

第3条（事業）

- 1 総務委員会
庶務及び経理に関すること。
- 2 競技委員会
競技会開催等に関すること。
- 3 審判委員会
競技会の審判と公認審判員の資格認定等に関すること。
- 4 競技力向上委員会
県代表選手の選考、選手の強化育成及び技術の向上等に関すること。
- 5 スポーツ医事科学研究委員会
競技力向上に関する医科学的・科学的研究に関すること。
- 6 広報委員会
バドミントン競技に関する情報等の公開、ホームページの管理等に関すること。

第4条（委員）

各専門委員会に委員長及び副委員長、専門委員会委員を置く。

第5条（選出方法）

- 1 各委員長は、理事会及び総会で決定する。
- 2 副委員長は、委員長が推薦し、任命する。
- 3 各専門委員会委員（理事以外の会員）は、各専門委員会委員長が任命する。

第6条（委員長 副委員長の任務）

- 1 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長に当る。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

第7条（任期）

- 1 委員の任期は、選任後2年以内に終了する最終会計年度（事業年度）終結時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 委員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまで、その権利義務を有する。

第8条（特別委員会）

- 1 特別の事情等により必要な場合は、会長により招集する。委員会の構成、委員の任命は、理事会で協議して決定する。

附 則

この規程は、昭和28年4月 1日より施行する。

改 定 平成 元年7月22日より施行する。

平成14年4月27日より施行する。

平成15年4月20日より施行する。

平成17年4月16日より施行する。

平成21年4月 4日より施行する。

平成25年4月13日より施行する。

平成29年4月 9日より施行する。

平成31年4月 6日より施行する。

令和 2年5月15日より施行する。

令和 6年4月13日より施行する。

表 彰 規 程

第1条（目 的）

本規程は、本会の発展のために顕著な功績のある団体及び個人を表彰すること並びに外部関係団体への表彰推薦をすることを目的とする。

第2条（範 囲）

表彰は、会員又は加盟団体において、バドミントンの普及振興に顕著な功績のあった者、並びに国際大会、全国大会及び関東大会等において顕著な成績を収めた者に授与する。また、外部関係団体への該当者の表彰申請の処理に当たる。

第3条（基 準）

前条の基準（表彰細則）は別に定める。

第4条（推 薦）

役員又は各連盟が、別に定める基準（表彰細則）に従い、所定の様式により推薦するものとする。

第5条（選 考）

別に定める基準（表彰細則）により、理事会において決定する。

第6条（表 彰）

表彰は定期総会時とするが、特別な理由があれば、各連盟単位でも行うことができるものとする。

第7条（改 定）

本規程の改定は、理事会の決定による。

表 彰 細 則

第1条（種 類）

功劳賞

第2条（基 準）

国際大会、全国大会及び関東大会等において顕著な成績を収めた者。

記念行事等における表彰については、バドミントン競技の育成振興のために顕著な功績のあった個人及び団体を、理事会で決定する。

附 則

この規程と細則は、

平成17年4月 1日より施行する。

改 定 令和 2年5月15日より施行する。

令和 6年4月13日より施行する。

慶 弔 規 程

第1条（目的）

この規程は、本会における慶弔に関する事項を定めたものである。

第2条（範囲及び費用）

該当者の範囲、費用については下記のとおりとする。

【千葉県バドミントン協会】

協会役員・理事本人の死亡	香典 10,000円	花輪又は生花 1基
協会役員・理事配偶者の死亡	花輪又は生花	1基
協会役員・理事子息の死亡	花輪又は生花	1基
協会役員・理事本人の父母の死亡	花輪又は生花	1基

【（公財）日本バドミントン協会】

協会役員の死亡	花輪又は生花	1基
---------	--------	----

【関東バドミントン連盟】

連盟役員の死亡	花輪又は生花	1基
---------	--------	----

第3条（その他）

第2条の該当者の他、特に会長が必要と認めた時は、その都度 役員で決定し、理事会に報告する。

附 則

この規程は、

平成17年4月 1日より施行する。

改 定 令和 2年5月15日より施行する。

令和 6年4月13日より施行する。

(追加付則)

情報公開並びに個人情報保護について

【情報公開】

本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

【個人情報の保護】

本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 1 個人情報の取得及びホームページ等の掲載については、使用目的を明確にし本人の承諾を得て、取得及びホームページ等に掲載する。
- 2 個人情報の記載された名簿（参加申込書、登録書等）の保管は特に厳重にし、目的外の使用は厳に禁止とする。
- 3 「ID、パスワード」の秘密保持の徹底と定期的な更新を実施する。

倫理に関するガイドライン

本会が、常に公明正大を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていくために必要な倫理に関する諸事項をまとめたガイドラインである。

【身体的・精神的暴力行為等について】

- 1 組織の運営又はスポーツを指導する際に、意見の相違などが生じた場合は、お互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。
- 2 スポーツを行う際、又は指導する際に、問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことを厳に禁じる。

【身体的及び精神的セクシャルハラスメントについて】

- 1 安易に性的言動・表現を行うことは、厳に慎むこと。
- 2 親しみの言動・表現であっても、個人により受け止め方に違いがあることを、認識すること。

【アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について】

- 1 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- 2 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれていることもあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。

【指導的立場にある者 並びに競技者等の関係の在り方について】

- 1 指導的立場にある者 並びに競技者等は、上下関係を利用し、立場の弱い者に対して人道に反する行動や強要をしないこと。
- 2 個人的人権の問題については、指導的立場にある者 及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

【不適切な経理処理に起因する事項について】

- 1 経理処理については、不法または不正処理・不祥事を未然に防ぐため、内部検査を組織化し、少数の担当役に任せきりにしないこと。そのために、定期的なチェック体制の整備を図ること。

【不正行為について】

- 1 組織内外の金銭の横領。
- 2 不適切な報酬、手当、手数料、接待供応等の斡旋、強要、受領若しくは提供。
- 3 組織内・外の用具等の購入などに関わる贈収賄行為。
- 4 組織内・外における不適切な指導又は監査。

【代表選手・役員の選考などに関する事項について】

- 1 代表選手・役員などの選考にあたっては、選考結果に疑問を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うこと。
- 2 選考結果に対して質問や抗議などがあった場合には、速やかに対応するとともに相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理すること。